

和化漢文における否定表現の一考察

——用字・語法上の漢文和化について——

田 中 雅 和

目 次

はじめに

一、問題の所在と考察の方法

二、否定表現に用いられる語

三、不・未・否について

四、非について

五、勿・莫・無・无について

むすび

はじめに

本稿では、和化漢文における否定の判断を表わす語について、その用字と語法の特徴・国語助動詞との関係等を考察することによって、漢文・漢語が和化される事情や漢語と和語との間で相互に行われる受容の関係等の一端を捉える手懸りしたい。

和化漢文は、漢文という文章様式によりながら、漢字を用いて日本語としての文章を表現したものであるから、語法

や用字・用語等に於て、純漢文・漢文訓読文・和文の三文体の位相語が混在し、更に和化漢文特有のものも有していると考えられる。そこに用いられる漢字は、所謂「書記用漢字」であり、純漢文或はそれを志向した漢文の漢字（訓読用漢字）とは、用字法及びその背景にある訓に於て、体系を異にする⁽¹⁾とされる。本稿では和化漢文における用字と語法とを主に問題にしようと思うので、それぞれの漢字について訓を詳細に検討することは措くが、訓との関係が極めて密接であることは言うまでもなく、語法等に於ても、和語を背景とした和化漢文語（書記用漢字）と漢語（訓読用漢字）とは体系を異にしていると考えられるように思う。

そこでまず、書記用漢字の訓の体系について論ぜられた先学の御高論から、本稿との関係で、次の点を特に確認しておきたい。すなわち、「各辞に当る漢字は一定して」おり、「一定の訓字は、一のテニヲハを表すのを原則とする」⁽²⁾のであり、大綱としては、書記用漢字は「一定の漢字が、一定のテニヲハを表すものとして用いられている」という点である。

和化漢文が日本語としての文章を表現したものである以上、或る漢字は一定の和語を書記するのに用いられるのであるから、和文の語法とも無関係ではあり得ない。本稿で問題とする否定表現にかかわる語について言えば、和文に用いられる否定作用を表す語の種類や機能・変遷等も、和化漢文の漢字の用字や語法に反映されると考えられる。そこに、漢文・漢語が和化され、或は和文・和語との間で相互に受容が行われる実態や、その影響・関係が捉え得るのではないかと考えられる。

一、問題の所在と考察の方法

問題としたい事の中心は既に述べた通り、純漢文・漢文訓読文・和文の三文体と和化漢文との相互の影響や受容の関係等であるが、漢文の側からの影響と和文の側からの影響との両極を考えた上で、語法の点では主に和文の側からの影響関係を考えながら進めて行くこととする。それは、一つに和文におけるナシに打消しの言い方が出るのが、古代語と

近代語との一つのさかいめであり、否定表現としてのナシの用法は院政・鎌倉時代頃から生じ発達してきたものであるとの指摘があることによる。更にまた、和文における否定表現の変遷を見るとき、本来非存在の表現であったアラズ(アリの否定形)とナシ(アリの反対語)とが意味的に等価値となり、ナシの用法が拡大することによって否定表現にも用いられるという変遷過程があり、それは否定の補助用言がアラズからナシへ交替した現象として位置付けられるとの指摘¹⁾などがあることによる。こういう言語事象が、漢文・漢語の和化乃至和化漢文と和文との間の受容関係の如きものとして、和化漢文に用いられた漢字「非」や「無」等とのかかわりの上にも反映され、その一端を窺い得るのではないかと考えるのである。

さて、調査対象とする和化漢文資料は、その一部の限定的な調査しかなし得なかつたが、本稿で問題とする事項との関係から主に次の条件を基準に選出した。まず、先述の和文における否定表現の変遷との関わりを見たいので、上代から中世までに成つた資料の中から各時代に互るべく選出した。次に、漢文様式によって日本語の文章を表記したもので、純漢文の作成を志向しつつも和習を含むものと、国語文の作成を志向し純漢文とは異なる文体上の独自の特徴を有するものとの中からそれぞれ選出した。また、文体上の性格や文章内容も考慮し、純漢文の文章を規範とした文体を基調としたりその色彩が濃かつたりするものと、日本語の表現としての実用文体の色彩の濃いものとの双方が入るようにした。文章内容についても、その表現意図の相違によって言語の性格が異なると思われるので、同一種のものに偏らぬように配慮した。例えば、依拠すべき文章が既に中国の文献に存して、それを模範として文章作成がなされたとされる『日本書紀』の如き物は、和文の語法や和化された用字が混入し難いと思われるので対象としなかつた。一方、文章の一部に典拠として中国文献が認められその影響下にあるもの(例えば『日本霊異記』)や、正に日本人による日本語の文章表現で出典を他に求められないものでありながら、漢文としての文芸作品を作成しようとする意識が働き純漢文への志向が著しいもの(例えば『将門記』)などは、どの様な場合に、どの程度、純漢文の用字・語法を踏襲し又は和化されるかという

実態や事情を見得るので、漢文と和文の双方からの影響・受容関係を見るのに有効であると考えられる。また、典拠を純漢文に求め得ず、かつ国語文の作成を志向したものの場合は、漢文という文章様式である以上純漢文の影響から完全に解放されることはないが、漢字と和語との結びつきはより強く(訓の問題も含めて)、語法上は特に和文との関係を反映し易いと予想し得るので、これは和文の側からの影響を見るのに有効であると考えられる。

以上の基準によつて選出した資料は、古事記・日本霊異記・将門記・江談抄・和泉往来・注好撰(但し、この資料が総ての条件を同時に充たす訳ではない)と、純粹に和化漢文という訳ではないが、和化漢文的要素が極めて濃く漢文と和文との関係を見るのに有効であると考え、参考として東大寺諷誦文稿・明恵上人夢記を含めることとした。⁽⁵⁾

二、否定表現に用いられる語

まず、検討対象とすべき否定作用を有する漢字を抽出する為と、その漢字と和語との関係を見る為に、『観智院本類聚名義抄』と『色葉字類抄』から否定作用の漢字を拾うことにする。否定の語又はそれを含む訓を有する語の総てを整理する必要はあるが、和文に於て否定作用を表す語は、時制等の細かい表現内容の質的な異同(ズに対するジ・マジなど)と活用形の区別を措くと、基本的には、活用語承接の助動詞ズと、所謂補助用言として辞的に用いられる否定判断のアラズ・ナシとが考えられる程度かと思われるので、今はセズ・アラズ・ナシの訓との関係に於てのみ示しておく。本稿の目的からすれば、この三語との関係だけでも、両辞書に記載された否定作用を有する漢字のほぼ総ての種類を対象にし得ると考える。また、それらの漢字は、この二辞書の性格から言つて、純漢文に於て否定作用を有した漢字、或は和語との関係から否定の意味を有すると認識されていた漢字と考えてよく、訓読という理解行為におけるものと、漢字による表現行為におけるものとの両語彙の中のもの抽出できると考えられる。この和文語と漢字との訓及び意味・機能上の結びつきが、次の如くに整理できる。

▽観智院本類聚名義抄

〔セズ〕 不仏上七七・未仏下本二二三・無仏下末五一・弗僧下六八

〔アラズ〕 偃仏上二三・微仏上三八・匪仏上六二・體仏上八六・否仏中三四・盍僧中二二・弗僧下六八・不^{僧下六九}一〇八・非僧下八六

〔ナシ〕 微仏上三八・迥仏上五一・匪仏上六二・不仏上七七・母仏中二二・未仏下本二二三・未仏下末一六・無仏下末五一・

謨法上五一・亡^{法上九四}法下四二・亡^{法下四六}法下五七・靡法下一〇四・莫僧上二二・箴僧上七四・罔僧中七・欠僧中四四・少僧下七五

▽色葉字類抄

〔セズ〕 不セス弗勿靡匪迥未巳尙 尙前田本 下109ウ

〔アラズ〕 非アラス不説匪巳尙 尙前田本 下36ウ

〔ナシ〕 無ナシ莫^又ナカレ^又勿^又ナカレ^又无失^又亡^又令^又罔^又亡^又匪微靡毋不造巳尙 尙黒川本 中36オ

右に抽出し得た漢字は、異なり数で三〇種に及ぶ。その総てを対象に、本調査資料から得られる否定の意味を有する漢字は「不・未・勿・莫・非・無・无・弗・匪・叵・罔・否」の一二種にすぎない。しかも、本稿の目的からは幾分特殊で例外的なものとして扱える靈異記の「弗・叵・匪」⁽⁷⁾、孤例の「罔」⁽⁸⁾、詞的性格の強い「否」⁽⁹⁾を除くと、和化漢文で否定作用を有する辞(又は辞的)に相当する漢字は七種にしかすぎない。これは、純漢文と大きく異なる和化された用字・語法であることを示すものであり、和化漢文が基本的に「書記用漢字」に依っていることの現れであると思われる。つまり、書記用漢字は一字一訓を原則とし、訓読に於ては一和訓に二つ以上の漢字が存しても、書記用漢字の体系では一つの訓が成り立てば、他の漢字はそれぞれ他の異なった訓を書記する漢字として用いる⁽¹⁰⁾という性格に通ずるものであり、語法上も、漢字と和語との根幹的な部分の関係を極単純化して示せば、活用語承接の否定はズと、名詞の否定判断はアラズと、非存在はナシと、それぞれ密接であったことの現れであると見得る。

純漢文の否定作用を有する漢字が、否定される語の品詞と直接に相関して機能分担していなかったことは、古辞書の記載からも知り得る(例えば「不」は和語ス・アラズ・ナシの総てとの関係で掲載される)。しかし、和文に於ては比較的単純な形で、否定される上接品詞によつて機能分担がなされている為に、和化漢文の漢字も、語法上、一漢字が一つの和語の機能と相応すれば、他の漢字は他の異なつた機能を有する漢字として用いられる事が考え得る。即ち、否定作用を有する語の用字と語法における和化漢文の漢字と和語との関係は、承接語による分類を通して捉え得ると考えられる。そこで、その分類と用例数を整理したのが表Iである。尚、助動詞のうち「可」を特立したのは、助動詞承接例の約六割が「可」を承ける点で特殊であることと、「否定の語+可」が禁止表現に用いられることがある(後に他の禁止表現との関係を検討することからである。また、「然」を他の品詞から独立して示したのは、和文に於ては副詞(さ・しか・かく等)を承ける否定表現が、補助用言アラズからナシへの変遷過程の中で特徴的に捉えられることの指摘があることに依る。「然」は必ずしも品詞論上副詞とは言い得ないが、意味・用法上国語副詞に相当する漢字の一つであり、その中で否定の語と俱に用いられるのは「然」だけである。

表I

不				資料	承接語
将門記	諷誦文稿	靈異記	古事記		
62	187	446	144	動	詞
14	1	21	7	形	容 詞
	1	6		形	容 動 詞
14	14	29	8	助	動 詞
(11)	(12)	(18)	(8)		(可)
	1	1	1		然
	8		1	名	詞
		9		承接語	ナシ
不便(1)・不審(1)・不義(2)・不幸(2)				備 考	
助動詞「不令」「不如」(各1)					
不思議(6)				「可」に宜・応(ベシ)を含む	

否						未											
和泉往来	江談抄	将門記	諷誦文稿	靈異記	古事記	明恵夢記	注好撰	和泉往来	江談抄	将門記	諷誦文稿	靈異記	古事記	明恵夢記	注好撰	和泉往来	江談抄
						4	14	10	36	23	12	46	12	77	137	27	288
							1						1	6	10	2	22
								1	1			19		3			4
									3				16	19	3	76	
									(1)				(14)	(15)	(3)	(43)	
														5		7	
													1	4	2		
	4	3		2									2				
	疑問文末に二例「実否」(1)・「可否」(1)	総て「実否」(為レ見ニ実否一、可レ拳ニ実否一之由)		地の文 動詞「イナブ」か。〈中巻第34・35〉		未来(2)						未来(4) 形容動詞「未詳」(19)		不審(1)(3)・不思議(3)・不空(1)・不文菩薩(1)・不得タラニ(1)	不便(1)・不思議(2)・不可思議(3)	不日(1)・不才(1)	不審(5)

勿							非										
明恵夢記	注好撰	和泉往来	江談抄	将門記	諷誦文稿	靈異記	古事記	明恵夢記	注好撰	和泉往来	江談抄	将門記	諷誦文稿	靈異記	古事記	明恵夢記	注好撰
				2	1	4	7	2	1	1	2	2		1	3		
											1	1		14			
											2						
								1			1	2					
											(1)	(2)					
														1			
							1	9	5	4	41	15	3	46	10		
														2	1	1	3
				禁止二例、会話文(上↓下)	无レ愛ニ其身ニ勿レ責ニ其命ニ	禁止三例	名詞承接は「勿ニ言事ニ」(形式体言)				檢非違使(5)	是非(1)・非常之疑(3)・檢非違使(1)		非理(9)・非人(4)・是非(3)		心中夢中欲ニ本尊許否ニ(1)	疑問文末に二例「問実否ニ」(1)

		無							莫								
靈異記	古事記	明恵夢記	注好撰	和泉往来	江談抄	将門記	諷誦文稿	靈異記	古事記	明恵夢記	注好撰	和泉往来	江談抄	将門記	諷誦文稿	靈異記	古事記
1	1				7	1		9	3				2	2	1	29	4
						1								1		1	
					3		1	10	4							4	1
							(1)		(3)								
83	7	20	8	14	102	5		72	23								
3		1			3			4	1								
无便(3)・无極(1) 无量(2)・南无(4)	仮名として一例、 无间勝間(1)・吉備之石无別(1)	無極(9)	無極(1)		無極(5)・無止(4) (ヤムゴトナキ)		不明例(1)□□□無 ^{ナカラ} 人ハ入福田	無便(8)・無量(5)・無上道(1)・南無(1)						三例とも「莫 ^レ (用言)ニ於 ^レ 」	諸悪莫 ^レ 作	動詞四例・助動詞二例を除く二八例が禁止	五例総て上位者への会話文で哀願

无					
明恵夢記	注好撰	和泉往来	江談抄	将門記	諷誦文稿
1				1	6
					4
4	34	6	2	29	73
	1				4
	无限(2)・无極(1)・无上(2)・无生忍(1)	无常(1)		无便(1)	无漏明(2)・无上(2)・无量(2)・无边(1)・南无(4)・无間(3)

※点線下段の()内数字は上段の数字に対する内数※備考欄の()内数字は各用例の数

三、不・未・否について

和化漢文の「不」は、基本的には専ら活用語を承ける否定表現に用いられる漢字であり、国語助動詞ズとの関係が極めて密接である。その一方で、表Iに看取できるように、極めて少数ながら名詞承接の例も一六例ある。

○天照大御神聞驚而詔「我那勢命之上来由者 必不_レ善心。欲_レ奪_二我国_一耳」 〈古事記 上193〉

○未代難_レ修_二雅_一ミサラナル行。然每物了_マワ_キ、楽見_ミカホシク雅_ミサラニ次ツ_キテ_シク可_レ有_レ行_給フ。不_ニ此代之行_ワサニハ昔代ニ修_七習_給タル行ナリ。 〈諷誦文稿 284〉

古辞書でも「不」に「アラズ」の訓が与えられており、純漢文の用法では「名詞でも述語として用いられたものは不を加えて否定することができる」⁽¹⁾のであるから、和語との関係で言えばアラズを漢字表記したものの一つで、純漢文の用法を踏襲したものであると言える。しかし、和泉往来・注好撰などの用例は、古事記・諷誦文稿のそれとは趣を異にする。

まず、和泉往来の「不_レ違_ニ」^{クニイマアララケニ}「勝_レ計_ニ」^{スカタサ}「頑_ニ之_レ田_ニ積_ニ」^{ヲモツテカウカフシカセ}「学_レ稼_ニ而_レ為_ニ膳_」」^{スセト}へ4の例は、「不_レ違_{……}……」^{ニイトマアラズ}が「その源流を中国古典の文章乃至その訓読文に遡り得」その使用が和化漢文の文章に於て「常套語とも言い得るほどに一般化している」⁽¹²⁾ことの指摘が留意される。同じく「雖_ニ本_レ望_ニ今_レ亦_レ何_レ為_」」^{シマウニ}へ30も「不_レ本_レ意_」」^{イキセム}などのように熟語化した慣用的表記だったとも考えられる。次に、注好撰の四例は、金剛寺本から得られた用例であるが、約五〇年前の書写になる観智院本では次に示すように当該箇所（傍線部）だけを欠き、その前後に全く異同がない。

○是_レ故_ニ知_ニ 目_レ連_ニ神_レ通_ニ劣_ニ也。身_レ子_レ智_レ惠_ニ神_レ通_ニ第_一也。仏_レ言_ク「不_レ身_レ子_レカ_ニ仏_レ力_レ也」^{へ二三ウ4}

○「君子_レ女_レ也」云_レ了_レ返_ヌ。又_レ後_ニ身_レ子_レ来_レ。述_レ上_ニ事_」。身_レ子_レ云_ク「更_レ不_レ女_」。男_レ也」又_レ外_レ道_レ云_ク「女_レ也」相_レ互_レ挑_」。^{ヘ二六オ6}

他の「不失_」（トガニアラズ）」二例も合わせて、これらは先行の出典との関係が考えられるように思う。他の名詞承接の否定—この場合、主語的なものに対して、その在り方を否定的に表す否定判断の述語としての実質を持つアラズであり、述語の一部として用言に付属する単なる否定作用の語ズとは語法的な性格が異なる—の多くが、和語アラズを背景とする「非」で表されていることと考え合わせると、慣用的用法や中国文献に出典を求め得るもの以外、「不」は和語アラズの表記に用いられ難かったと思われる。和化漢文を日本語としての文章を表現するという根幹的な部分に重きを置いて見るならば、和化漢文における名詞承接の「不」は、特に平安後期以降、日本語の表現としては一般的でなく、特殊な用法として位置付けられて良いように思う。

更に、承接語の無い「不」が靈異記に九例拾える（明恵夢記にも「此法可不」「可不_レ之_レ由」があるが、今は触れない）。九例総てが会話文中の疑問文末に「不也」の形で用いられたものである。

○語_ニ其_レ妹_」曰_ク「今_レ吾_レ垂_レ死_」。有_ニ一_レ冀_レ意_」。若_レ聽_レ許_レ不_レ也」^{へ上第31}

○「彼_レ身_レ貧_レ窮_レ而_レ无_ニ衣_レ服_」。我_レ明_レ所_レ知_」。唯_レ聽_レ不_レ也」媒_レ往_レ告_レ知_」。嬢_レ猶_レ否_レ辞_」。^{へ上第34}

○天皇_レ：而_レ詔_レ之_レ言_ク「世_レ間_レ衆_レ生_」。至_ニ地_レ獄_」。受_レ苦_レ經_」。廿_レ余_レ年_」。免_レ哉_レ不_レ也」^{へ下第35}

斯る用法の「不」は靈異記にのみ見出されるものであり、既に触れた如く、他の資料ではこの用法の字としては「否」が用いられ、機能分担なされていることが窺える。靈異記でも、恐らく「不」と「否」とでは語法上の機能を区別する意識は働いていたのであり、他の資料と基準を異にして「否」を動詞として用いる事で「不」の機能と区別していると思われる。いずれの場合も、漢字の違いが背景とする和語やその語法の違いを反映するという点では同レベルのものと思見なし得る。

「未」も亦活用語承接の語である。本稿の調査範囲内では、形容詞イマダシ・副詞イマダの表記として詞的に用いられたものではなく、総て活用語に付属的に副い否定に働く。従つて、国語助動詞ズを漢字表記したものの一つであるが、「不」との相違は、時間的・空間的に未現実の内容について表現するのに用いる点で分明である（その相違を解釈の側から区別するならば、イマダズと訓読することにならうが、表現行為の側からは再読の可否と直接関係せず、文字を使い分ける事でその機能の区別が果されているのである。ズとの関係の方が直接的で密接である）。

以上に見てきたような状況は、漢字の相違が背景とする和語の相違を反映するという「書記用漢字」の体系の整備や強化を示すものであつて、換言すれば、和化の程度が強化されて行つたことの現れと見なし得る。

四、非について

和化漢文の「非」字は、圧倒的に名詞の否定判断に関わる表現に用いられる事からも、基本的には和語ニアラズを背景とした漢字であろう。しかし、活用語を承けて否定表現に用いられたものの場合、助動詞ズの表記とも考えられ、意味・用法上ニアラズとズとのいずれかを背景とする漢字かは截然とし得ない。

①赤猪子以爲「望命之間 己經多年、姿体瘦萎 更無所恃。然非頓待情、不忍於悒」而令持百取之机代物

②答曰「：是今单取父仇之志」 悉破_下治_二天下_一 天皇陵_上者 後人必誹謗。唯父王之仇不可_レ非_レ報。故少_三掘其陵_二辺_一。

既以是恥足_レ示_二後世_一」

〈古事記 下429〉

③使_二子控_レ手_一 迄_二于其堂_一 向_二薬師_レ仏像_一 願_レ眼_レ而曰「非_レ惜_二我命_一」 惜_二我子命_一。一旦亡_二二人之命_一也。願_二我賜_レ

眼_一」

〈靈異記 下第11〉

④貞盛秀郷等相語云「：告聞 斬_二靈蛇_一而鎮_二九野_一」 剪_二長鯨_一而清_二四海_一。…方今殺_二害凶賊_一非_レ鎮_二其乱_一」 自私及_レ

公 恐損_二鴻德_一歎_二…_一」

〈將門記 461〉

⑤入室_ニ僧可_レ出_二其義_一。彼此_ニ兩事_一少僧大宮_ニ恐_レ非_レ蒙_二賢徒_一之_レ広恩_一」 何_レ遂_二愚庸_一之大業_一」

〈和泉往来 177〉

⑥来_二其仙所_一問_二習仙法_一」 時_レ舍_二指_レ夫人心_一思_レ惟_二様_一」 帝_レ釈_二定_レ非_レ習_二仙法_一。是人_ハ必可有_二他夫人_一」 即_レ帝_レ釈_二後_一 夫人_レ隠_二密_一尋_二行_一而実_二

天王_レ居_二仙前_一」

〈注好撰 八〇七〉

⑦有_二十蔵房_一云「此女与_二蛇通_一セル也」 予聞_二此語_一「非_レ与_二蛇婚_一合。只此女人又有_二蛇身_一也」 作_二此恩之間_一 十蔵房相

次云「此女人ハ蛇_ラ兼_{シタル}也」

〈明恵夢記 10180〉

特に靈異記の「此非_レ功虚_一」「鉄銅雖_レ熱非_レ熱非_レ安_一、編鉄雖_レ重非_レ輕_一」などの例は、文脈上も殆ど「不」と「非」とで差異があるように思えない。しかし、敢えて両者の異同を求めるならば、「非」による否定は、理由や内容を否認するという否定判断を下す陳述に用いる事がある点かと思われる。これは純漢文でも認め得る語法の差のようであるが、初期の和化漢文から時代が下るにつれて、「不」との対比に於てその差異が次第に明確に意識され、表現上も機能分担・差別化が進み、更に発展的に意味合を異にした(和化の強化された)用法も生じたと思像できる。それは、単に活用語の否定(これを仮りに「語の否定」と呼ぶ)に働くのではなく、その用言を含む述語で表現された内容全体の否認(これを仮りに「句の否定」と呼ぶ)として否定判断の陳述に働くという点での差別化と言える。部分的な「語の否定」ではなく、表現性に広がりを持ち得る「句の否定」であるという事は、言語主体の表現意識の中に、否定した句の内容と対比されるべ

き肯定的な内容の表現が想定されているのであって、そういう構文的な前提として示される否定表現が活用語を承ける「非」の否定であるように思える。つまり、言語主体の表現意図なり主旨なりは対比的に示される肯定的内容の方にあり、それを強調する為の前提として否定表現が反語的に示される際の用法ではなかったかと思うのである。例えば、③では「惜_レ我子命_一」事の強調の為に、「惜_レ我命_一」内容を否定し、⑥では「有他夫人_一」事が「来其仙所_一」事の真の目的であるとの憶測を強調する為に、「習仙法_一」名目を否定し、⑦では「只此女人又有_レ她身_一」事の強調の為に「与_レ她婚合_一」内容・理由を否定して示したと考えられないだろうか。これが「語の否定」の「不」で示されると、それぞれの用言の否定にとどまり、文脈がそこで一度断たれてしまうように思う。但、そこに接続助詞が、補読される事を前提として、実質的に表記されている場合は別である。しかし、日本語の語法にあつては、助動詞がそういう接続助詞を介せさせる手続を必要とするのに対して、ニアラズはそのまま斯る機能を内在している所に相違があり、それを「不」と「非」との用字の相違が反映していると考えられるように思う。和化漢文の「非」が和語ニアラズを背景としていることの一つの現れであり、また斯る用法に和化漢文の用法が偏つて行くとすれば、それは「非」とニアラズとの緊密さ(和化の強化)を示すものであると考え得る。因みに、助動詞ズに対して、活用語承接のニアラズが「句の否定」に働くのは、ニアラズの要素「二(断定)」が体言乃至体言に準ずるもの以外には接続し得ないので、上接の用言を含む句を名詞句として承けることに依るものである。

以上の「不」と「非」との差別化の状況は、漢文訓読の世界で、「勿」「非」の訓が、平安初期のズから平安中期以降はナカレ(ナシ)・アラズに移行する動きがあつたこと、即ち、不安定な辞の訓を捨てて詞の訓に固定し、個性的な訓よりも形式的な訓に画一化する力が根底で作用していたこととも通う。⁽¹⁶⁾

この漢文訓読史との関係や、和語ニアラズを背景に持つ事との関係は、「非」の最も基本的な用法である名詞承接の場合に象徴的に現れる。名詞承接の「非」は、その殆ど(本稿の資料内では93%)⁽¹⁷⁾が否定判断「〜デナイ」の意で用いられ

るが、稀に非存在の意に用いられることもある。その非存在の用法の場合に特徴的な問題を指摘できる。

○答白之「僕子等ニ神随_レ白 僕之不_レ違……亦僕子等百八十神者 即八重事代主神 為_ニ神之御尾前_一而仕奉者 違神者非也」 〈古事記 上皿〉

「非」が非存在を表すことは純漢文でもあるようであるが、その場合、右例の如き「くハイナイ」或は「くガナイ」という主述関係にあるものである。しかし、和化漢文には次に示すような特徴的な非存在の用例がある。

○于時新皇勅云「…将門苟揚_ニ兵名於坂東_一振_ニ合戦於花夷_一。今世之人必以_ニ撃勝_一為_レ君。縦非_ニ我朝_一僉在_ニ人国_一。…」

〈将門記 383〉

○爰傍陣頭等奏_ニ新皇_一曰「件貞盛之妾容顔不_レ卑。犯過_ニ非_レ妾。願垂_ニ恩詔_一早遣_ニ本實_一者」 〈将門記 481〉

○江左大丞説云「神璽管鎰纏_ニ宝劍之組纏籠之由 見_ニ延喜御日記_一。是秘事也。非_ニ普通御記_一云々」 〈江談抄 二36〉

右例は「(場所)ニアラズ」(「在人国」)に対する「我朝ニアラズ」、「見_ニ延喜御日記_一」に対する「普通御記ニアラズ」と「(人)ニアラズ」(「犯過ハ妾ニアラズ」)の例である。訓読史上「非」の訓がアラズに固定して行ったのと軌を一にして、和化漢文の「非」も、専ら否定判断の陳述に与る和語ニアラズを書記する為の漢字として固定して行ったと想像できる。ニアラズとの関係が緊密になつてからは、形式的にニアラズを「非」で書記するようになり、「ニ」が本来の断定の助動詞から離れて、格助詞「ニ」を含んだ非存在「ニアラズ」の表記にも用いられた事の現れと考えられる。これも、和化漢文の漢字が和語を背景として持つことに依る、和化された(和文側からの影響を強く受けた)漢字の用法の一つである。

五、勿・莫・無・无について

和化漢文の「勿・莫」は和語ナシを背景に書記された漢字であろうが、同じ「無・无」との相違の一つを、禁止表現に用いられる点に認める事ができる。「勿」一五例中の六例、「莫」四五例中の三五例が禁止表現に用いられる。和化漢

文の禁止表現は、この外に「不可」を以ても行われる。そこで、この三種類による禁止表現の特徴を見る為に、それぞれの使用状況を表IIに分類した。その際、文の種類と待遇関係によって次の分類を行った。

A…待遇上の上位者から下位者への会話文

B…待遇上の下位者から上位者への会話文

C…A・B以外の会話文と思惟文・地の文

これは、表現上は同じ禁止の形をとっているものでも、意味内容上の差異が、例えば、下位者に向けられる強い命令的禁止、上位者に向けられる哀願の気持ちを持った禁止、或は己に向けられる否定的意志の禁止などの如くに区別できるように思うからである。

表II 禁止表現

	古事記			靈異記			諷誦文稿			将門記			江談抄			和泉往来			注好撰			明惠夢記		
	莫	勿	不可	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C			
			2																					
	5	1																						
				9	3	3	A																	
				8			B																	
				11		10	C																	
							A																	
							B																	
	1					3	C																	
					2		A																	
							B																	
							C			2														
							A				4													
							B																	
						6	C																	
	1						A																	
							B																	
							C																	
							A																	
						5	B																	
							C																	
							A																	
							B																	
							C																	

まず、禁止表現に用いられる「勿」と「莫」とでは、「勿」が上位者から下位者への強い命令的禁止に専ら用いられる点に特徴を認め得る。例えば「王詔広国」曰 汝无罪 可還於家 然慎以黄泉之事 勿妄宣伝「靈異記 上第30」
 「慎汝等而勿面帰」（将門記 185）の如くである。古事記の例外的一例は「故妾今以本身為産 願勿見妾」（上627）であり、「願」が冠せられている点で他の例と区別し得る。他方の「莫」は、古事記の用例が総て上位者に対して哀願・懇請の気持ちを持った禁止であることに象徴される。靈異記には上位者から下位者への会話文に用いられる次の如き例

があるが、その場合でも「勿」程の強い命令的内容ではなく、心理的には猶願望である。

○臨命終時 誠弟子曰「我死莫_レ燒。九日一日置而待。學生問我 答之応_レ曰 有_レ縁_二東西_一 而留供養。慎勿_レ知_レ他」_{（中第7）}

○父言「……何日免_二吾罪_一 何時得_二安身_一也。汝忽為_レ我造_二仏写_一經 贖_二罪苦_一。慎々莫_レ忘矣。……」_{（上第30）}
下位者（弟子や子）への禁止表現ではあるが、その内容が言語主体自身に関わる事柄についての禁止である為に、心理的には上位者として命令する程の強さはなく、猶願望的禁止と見得る点に「莫」禁止の特徴を認め得る。更に、C分類の「莫」も同様の傾向にある。その多くは地の文に用いられるが、具体性を具えた命令的禁止ではなく、一般論としての教訓的な柔らかい禁止である点が留意される。

○祈覽_二奇記者 却_レ邪入_レ正 諸惡莫_レ作 諸善奉行 _{（上序）}

○誠知 聖心示現 雖_二仏滅後_一而法身常存 常住不_レ易。更莫_レ疑之焉。_{（下第28）}
これらは、純漢文にも存した差異を、より明確に単純化して踏襲した用法と考えられる。_{（18）}

また、和化漢文では、文脈上「不可」にも禁止表現と見なし得るものがある。「勿」「莫」との相違は、願望的禁止に用いられることがないことと、己に向けられる否定的意志の禁止に用いられることに認め得るが、何よりも「不可」が禁止表現に用いられること自体が和化された漢文の特徴と言える。表IIで「勿」「莫」による禁止表現が少なくなるのは（本稿で対象とした資料の内容と数の少なさに依る偶然性も否定できないが）、或る漢字が一つの和語の機能と相応するようになれば、他の漢字は他の異なった機能を有する漢字として用いられ、書記用漢字の体系の単純化が進むという和化漢文の基本的な流れに通うものと思われる。即ち、禁止表現全般を「不可」が担い、例えば意味内容上の差異としての願望的禁止は「願・請・祈」等の漢字を冠して「不可」やその他の否定表現を続ける形で果すなどの単純化が行われたのではないかと考えられる。これらの動きの根底にあるものは、和化の強化という点で共通している。

ところで、ナシを背景とする「勿・莫・無・无」は、表Iに看取できるように、圧倒的に名詞を承ける例が多く、その場合「非存在」の意味でしかあり得ない⁽²⁰⁾。しかし、活用語を承けたものは、動作・作用・状態などを否定する為の辞として（或は辞的に）機能しており、助動詞ズに相当するものと考えられる。斯る否定作用を有したものととして「不」が最も代表的な書記用漢字として存し、しかも「無」系の漢字は基本的には非存在（和語ナシ）を表すという顕著な傾向があるにも拘らず、活用語の否定に「勿・莫・無・无」字が選択されたのは用法上の差異が認識されていた故とは考えられないであろうか。和化漢文の一傾向として指摘し得た書記用漢字の用法の単純化（和化の強化）と異質であるように思える。

否定表現を非存在の概念を持たせながら表現することが可能な事は、「無」系の字を形式体言「事」や「所」と共に用いることによつて表現されるものがある事からも判る。

④是人追尋其鵠……亦見其鳥者 於思物言而如思尔勿言事。〈古事記 中319〉

⑤発火惣家皆悉焼滅。唯彼納經之筥 有於盛燭火之中 都無所燒損。〈靈異記 下第10〉

⑥六宗之学頭僧等…問女人曰「汝為何行」答曰「无所為。唯依貧窮 存命無便 無帰無怙故 我是寺尺

迦丈六仏 献花香灯」〈靈異記 中第28〉

⑦此ヲ喩夜无明暗夜。夜ハ昧无所見。不知惡道善道トモ。又喩醉々无明酒云。醉人无所知。為不マシキ為之行言不マシキ言之語ヲ諷誦文稿 358・360〉

右の外に「此外無所可言」「仍世間事全所思」〈江談抄〉などがある。これらはいずれも、「無」系の字が、直接に用言を承けず、体言化の為の形式体言を介する事によつて、非存在の概念を基にしつつ否定表現に用いられたものである。理解行為としての訓読の際に補読される事を前提とした無表記ではなく、表現行為の中で具体的に形式体言が表記されたこれらの用例の特徴は、抽象的な概念を具体化（或は状態として表現）することにある。即ち、へ々の状態で存在しない

という内容の否定表現になる。例えば、㊸は「焼損」作用を受けた箇所が「筥」には無い（或は作用を受けた状態に無い）という内容の具体化であり、㊹㊺は人間の「為」「見」「知」などの行為や動作を（その結果としての）状態として存在しないとする表現の具体化である。動作や作用の単なる否定でなく、その内容を具体化したり状態として表現したりする事を通して、言語主体の判断として否定の述語とする点に「不（ズ）」との差異が認められる。

さて次に、和化漢文が用字法の中で先述の如き形式体言の表記法を持つにも拘らず、それが表記されず、直接に用言を承けた「勿・莫・無・无」（禁止表現を除く）について検討したい。斯る例が、形式体言を補う事が前提（形式体言の無

表III 用言承接の用例（禁止表現を除く）

莫・勿		無・无		意味・機能		文の種類	資料
（慣用的）	状態（不可能）	（慣用的）	状態（不可能）	動作・作用	動作・作用		
					3	会話	古事記
					1	思惟地	靈異記
				(2)	2	会話	諷誦文稿
(2)	4	1	(3)	5	(2)	3	
					5	会話	将門記
				1	1	思惟地	
					1	会話	江談抄
(3)	3			1	(1)	1	
		(1)	1		(6)	6	和泉往来
					1	思惟地	
						会話	注好撰
						思惟地	
						会話	明恵夢記
						思惟地	
					(1)	1	計
0	0	(1)	3	0	0	(8)	
0	0	0	0	(1)	1	0	0
(5)	7	0	6	(3)	8	(4)	11
(5)	7	(1)	9	(4)	9	(12)	22
							総計

※点線左欄の()内数字は右欄の数字に対する内数

和化漢文における否定表現の一考察

表記とされた和語ナシの表記か、⁽²²⁾直接用言否定に働く助動詞ズの表記かは、今は特に問題にしないが、承接語の性格とその表現内容によつて、表Ⅲの如く分類し得る。まず、承接語の内、動詞は動作(作用)性の動詞か状態性の動詞かに大別でき、形容詞は状態性形容詞だけである。更にその表現内容を見ると、動作性動詞を承けた例は、その行為を否定表現にする事との関係が言語主体の判断を通してその前後に示され、しかもその判断は行為の必然性や可能性についての否定的判断であつて、文脈上不可能を表す内容になっていると見得る(因みに、助動詞「可」を承ける「無可」は総て不可能の意である)。

○六宗之学頭僧等集会怪之 問女人曰「汝為何行」答曰「无所為。唯依貧窮」存命無便 無歸無怙故 我是寺尺迦丈六仏 献花香灯 願福分耳」〈靈異記 中第28〉

○其音多出 聞人為哀。其体異人 無悶無嫁 唯出尿有寶。〈靈異記 下第19〉

○雖歴多日 无聆件敵。仍皆返遣諸国兵士等。僅所遣之兵不足千人。〈將門記 437〉

○江師云「此事我慥委、雖無見書 故孝親朝臣之從先祖 語伝之由被語。又非無其謂。大略粗書ニモ有所見歟」

〈江談抄 三一〉

○故賢相伝云「白氏文集一本詩渡來在 御所 尤被秘藏 人敢無見。…」〈江談抄 四5〉

○大臣装束已畢 進軍門跪拜曰「臣雖被戮莫敢聽命。古人有云「匹夫之志難可奪」方屬乎臣」〈江談抄 六58〉

○十廻向理智和合也。從此生十地 无作理智。又證得冥合也。仏果此能生也 〈明恵夢記 ⑩324〉

いづれも、或る行為の客観的描写にとどまらず、言語主体の判断として示された否定判断の述語と言える。しかし、古事記「共与天地 無退仕奉」〈中530〉「悉無遺忘以奉幣帛也」〈中221〉「兄子者 既成人是無怙」〈中588〉「大殿破壊 悉雖雨漏 都勿脩理」〈下18〉や諷誦文稿「欲眠時不解帶紐 將奉装時 无説寒温」〈124〉「无愛其身 勿貴」

其命」(135)「為物无」事損 如「孔丘カ佩」(ケレトモ 綴ヲ不ヲ打」(260)の例にそのような意味合は無く、単なる否定作用の辞として用いられ、「不」との語法上の差異は未だ分明でない。訓読の世界で「勿・無」等の訓がズからナシに固定される頃から現れる「不」と「無」系字との意味・機能の差異ではないかと想像される。このことも亦、背景とする和語ナシとの緊密さ或は和化の程度との関係を示す事象と見得る。

状態性の用言を承ける場合は、その用言自体が非存在の概念をもつて否定表現()の状態で存在しない)となり得る性格のものであるので、「不(ズ)」でなく「無(ナシ)」系の字が選択されたことに意味を認め得る。具体的には「殺」一闡提「無」有「殺罪」(「靈異記 中第22」)「知」五欲法「無」有「欲樂」(「靈異記 下第18」)「託」鬼之人抱「毒蛇」莫「朽之」向之即現」(「靈異記 下序」)「誦」此陀羅尼「人墮」三惡道「无」有「是處」(「諷誦文稿 324」)「彼此合戦間無」有「勝負」(「將門記 208」)「百里嵩車長可」轉 五官掾火遂無「燃」(「江談抄 四32」)などである。就中、「有」の否定形は非存在の意となるが、その表記は「無(无)」か「未有」であつて、「不有」の用例が無い事は象徴的事象と判ぜられる。これらは恐らく和語ナシの側からより強く影響を受けた(和化された)用法であろうが、漢文の構文を踏襲した慣用的用法の「無・无・莫十用言(於)」も指摘できる。具体的には、靈異記の「自」生長時「至于今日」無「過」此哀」(「下第13」)「多人方愁棄」家逃「迄」踰」(「他国」無「逾」此甚」(「下第26」)「好」諸惡事「无」過」斯甚」(「中第40」)「誰人莫」過」斯甚」(「上第27」)「往古已後莫」過」斯奇」(「中第15」)「將門記の「立」身修「德」莫「過」於忠行。損」名失「利」無「甚」於邪惡」(「192」)「天下騷動世上彫斃莫」過」於斯」(「332」)「坂東之宏靈 外土之毒蟒莫」甚」於之」(「459」)である。

以上の如く、和化漢文の「勿・莫・無・无」は、当初純漢文の用法と同じで、和文のズ・ナシ両者に相応する字として用いられていたものが、訓読の世界でその訓がズからナシに固定するのと軌を一にして、形式体言の具体的表記の有無に拘らず、次第に和語ナシの意味・機能の側に偏つて行つたのではなからうか。そうする事で、活用語承接に於ては、「不」との差異を明確にし、漢字の相違が語法の相違を反映するという差別化を進めたのであろう。即ち、これも亦書

記用漢字の体系の整備や強化を示す事象として捉え得るのである。

むすび

本稿では、和化漢文における否定表現を通して、用字・語法上の漢文・漢語の和化について考察を試みた。全体を通じて認め得た事は、どの用字・語法に於ても、和化の強化という共通の動きが根底にある事である。即ち、純漢文に於ては一和語に複数の漢字が相応しても、和化漢文に於ては或る漢字が一つの和語の機能と相応するようになれば、他の漢字は他の異なった機能を有する漢字として用いられるような単純化が進み、従って、漢字の相違が背景とする和語やその語法の相違を反映するという、書記用漢字の体系の整備や強化として捉え得るのである。

初期の和化漢文は、表現行為の一手段として、漢文様式の文章に習熟していない為に、用字・語法も漢文の規範に従い、或は色濃く影響を受けざるを得なかつたであろうし、志向も純漢文に向き易かつたと推測できる。しかも、漢字と和語との関係が未だ不安定であつた時点では、和語の影響は薄く漢語の側に傾きがちであつたと思われる。中国の文献に既に依拠すべき文章が存し、それに模範や出典を求め得る場合は尚更である。それが次第に漢文様式の文章でも日本語を表現する事にある程度自在になつてくると、純漢文の影響から完全には解放され得ないながらも、和文の語法によつて思考し日本語の方式を活かして書記される事になり、和化の度合が強まつて行く。理解語彙に比して表現語彙が限定的である状況は語法に於ても同様であり、純漢文に於て一漢字が複数の和語の機能に相応する事を、理解行為としての訓読を通しては、諒解していても、表現行為ではそれよりも限定的に基本的な部分に集約される傾向になると考えられる。更に、漢文訓読の世界で漢字と和語との関係が固定的になると、日本語を書記する言語環境に於てもその関係が反映され、その結果、和文の影響の強い和化された用字・語法が和化漢文の多くの部分を占めることになつて行くと考えるのである。

最後に、和文に於て否定表現の補助用言がアラズからナシへと交替した事と、和化漢文の否定表現の用字や語法との関係について触れておきたい。結論的には、調査も考察も不充分でどのように考えるべきか判然としないが、和文と和化漢文との間に、その変化した結果をどちらかが受容するという関係は認め難いようにも思える。しかし、和化漢文に於ては、既に平安時代から、和語ナシを背景にした書記用漢字「無」系の字が、状態性用言の否定に用いられ、或は動作性動詞を承ける場合でも、単なる否定の客観的描写ではなく、非存在の概念を有しながら否定判断の述語として用いられる事と、和文に於て非存在の意であったナシが、院政・鎌倉時代以降、否定表現の補助用言として機能し始めるのは、まず状態・情意性の用言である形容詞・形容動詞と断定の助動詞を承ける場合からであった事とは、全く無関係であるようには思えない。両文体間で相互受容や干渉があつて、用字・語法の変容が進んだと考え得るように思う。

注

- (1) 小林芳規「上代における書記用漢字の訓の体系」(『国語と国文学』昭45・10月)
- (2) 注(1)論文。上代における辞(又は辞的)の諸品詞について論ぜられたものであるが、その指摘は上代だけに限られるものではないと考える。本稿でも主に辞に関わる語について考察するが、御指摘の漢字と訓との間にある関係は、語法の面に於てもほぼ類似した傾向にあると考えられる。
- (3) 佐伯梅友「『あり』と『なし』」(『古文研究』4、昭38・12月)
- (4) 小林賢次「否定表現の変遷——『あらず』から『なし』への交替現象について——」(『国語学』75、昭43・12月)
- (5) 調査対象とした資料のテキストと略称、参照した文献等について次に示しておく。古事記—真福寺本、日本思想大系『古事記』(岩波書店)。日本霊異記(霊異記)—日本古典文学大系『日本霊異記』(岩波書店)。東大寺諷誦文稿(諷誦文稿)—『東大寺諷誦文稿の国語学的研究』(風間書房)。将門記—真福寺本、日本思想大系『古代政治社会思想』(岩波書店)・『東洋文庫』将門記(平凡社)・新撰日本古典文庫『将門記』(現代思潮社)。江談抄—『古本系江談抄注解』・『類聚本系江談抄注解』(武蔵野書院)。和泉往来—高野山西南院蔵本、『和泉往来』(臨川書店)・『日本教科書大系(第二卷)』(講談社)。注好撰—金剛寺蔵本、『注好撰』(和泉書院)・『注好選』(東京美術)。明恵上人夢記(明恵夢記)—高山寺資料叢書『明恵上人資料第二』(東京

大学出版会)

- (6) アラズは正確には「アラナズ」の二語であるが、「非」に一訓として与えられ、機能上も一語相当の資格で用いられていると考えて良いので、本稿では「アラズ」と略記する。「ニアラズ」も同様。
- (7) 「弗」三例・「叵」二例・「匪」五例が靈異記に拾える。二例を除き序文に用いられる。江談抄にも「匪」一例があるが漢詩の引用である。日本古典文学大系の解説で「日本靈異記の本文は：序文や、引用文、贊辭のごとき、比較的純正な措辭法を保持」ところと、各説話の主要部を占めるやや変則的な措字法の目立つ部分とに分けられる。全体から見ると、変則的部分の範囲が広い」と指摘される。江談抄の例も含めて、この三種の漢字は、いずれも言語主体が純漢文の用字・語法の規範を踏襲しようとし、正格の漢文を志向した部分にのみ見出されるものである。他の和化漢文の用法とは幾分特殊で、例外的な用法と見ることができると思う。
- (8) 「罔極」へ將門記 166 の孤例。他の資料では総て「無極」・「无極」
- (9) 否定作用を有する辭として用いられた例は無い。表 I 備考欄参照。因みに、觀智院本類聚名義抄でイナヤの訓が与えられるものに「否仏中三四」「無仏下末五」「不僧下二〇八」、色葉字類抄に「否イナヤ不敢無上同」へ前田本 上10ウが掲載される。
- (10) 注(1) 論文
- (11) 西田太一郎『漢文の語法』(角川書店)
- (12) 峰岸明『変体漢文』(東京堂出版) 254頁。
- (13) 内田賢徳『日本書紀』古訓意訳の方法——否定表現の場合——(『論集日本文学・日本語』角川書店)に、訓読の面から「不」と「アラズ」との関係論じた部分がある。
- (14) 注(9)と表 I 備考欄参照。
- (15) 藤堂明保『漢語と日本語』(秀英出版) 110頁。
- (16) 小林芳規「漢文訓読史から見た打消の訓法」(『文学論叢』19、昭36・3月) 72頁
- (17) 本稿調査対象資料中、名詞承接「非」は一三三例。その内明らかに非存在と見なせるのは四例。非存在と否定判断「〜デナイ」との弁別を明確にし得ないが、非存在の意とも解せる例が、靈異記に五例拾える。いずれも「非十名詞」は主述関係にあるものばかりである。
- (18) 注(15) 文献に「勿」はもつぱら禁止を表すのに使われる。「母」や「莫」を禁止に使った場合は、そんなことが『あつてはならぬ』というほどの意味であろう(114頁)と解説される。

(19) 注(11)文献に「禁止とは否定的命令である。漢文には元來命令を表す文字や語法はない。ベシと読む字はあるが命令ではない」「禁止の場合に不を用いることは少なく、通常は無の系統の字を用いる」(278頁)とされる。

(20) 和化漢文に於て「無・无」が和語ナシを書記する為の文字でもあった事は、否定されるべき内容を持った語(承接語)の否定として附屬的に用いられるのでなく、非存在の意を有した詞として単独に用いられる(表Iで承接語ナシ一七例)ことから明らかである。

(21) 助動詞を承ける三一例中の二三例(74%)が、二重否定の「莫不」「無不」「无不」。用言を直接承ける例とは(特に二重否定の場合)性格を異にするので、ここでは用言承接の例に限って検討する。

(22) 江談抄に「無止」(四例)がある。総て体言に続く「ヤムゴトナキ」の表記と思われる。この事は、表記されない形式名詞が、訓読(理解行為)の際に二次的に補われるものばかりでなく、和化漢文では表現行為の段階で意識されていながらも、具體的な表記の無い「無十用言」の形で現れる事があり得る事を示唆するものと考えられる。

(23) 注(12)文献、「中国古典文では普通『莫於…』が用いられるようである」(252頁)